

# 運 営 規 程

医療法人社団 葵会

訪問リハビリステーション 柏たなか

# (介護予防) 訪問リハビリステーション柏たなか 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団葵会の開設する訪問リハビリステーション柏たなか（以下、「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という）の人員及び運営に関する規程を定め、事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針については次のとおりとする。

- (1) 事業所の従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。
- (2) 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者に対し、居宅サービス計画に基づいた計画書を作成し、定期的に評価を実施するとともに、必要に応じ見直しを行い計画に沿ったサービスを提供する。
- (3) 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅支援事業所や関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 訪問リハビリテーションの職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1名以上  
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーションを提供する。

## 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。（祝日を含む）  
但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前9時から午後17時までとする。  
但し、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

## 第4章 サービス内容に係る説明と同意

(サービス内容に係る説明と同意)

第6条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、利用者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、同意を得る。

## 第5章 利用料、その他の費用の額

(利用料、その他の費用の額)

第7条 利用料及びその他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。  
通常の実施地域を越えて1kmにつき 50円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をし、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

## 第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、柏市、流山市、野田市、我孫子市、守谷市  
但し、施設より10km圏内とする。

## 第7章 相談・苦情処理

(相談・苦情処理)

第9条 相談・苦情については、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- (2) 提供するサービスに関して、行政機関からの文書の提出・提示・質問・照会に応じ利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、それに際し指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

### (秘密の保持)

第10条 秘密の保持については、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- (2) 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じる。
- (3) 居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

### (感染対策)

第11条 感染対策については、次のとおりとする。

- (1) 設備備品の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を入職時+年1回以上開催し、訓練を年1回以上実施する。
- (5) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (6) 感染対策担当者を設置する。

### (掲示)

第12条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事故発生時の対応については、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- (3) 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応と報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (4) 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (5) 事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を適宜行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 虐待防止のための措置については、次のとおりとする。

- (1) 虐待等に対する相談窓口を設置し、それらに係る事項は居宅支援事業所、市町村等へ速やかに報告をし、適切な対応を実施する。
- (2) 虐待が発生又は再発することを防止するため、虐待が発生した場合の対応と報告の方法等が記載された虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (4) 虐待防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行う。従業者に対する研修は入職時+年1回以上開催する。
- (5) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第15条 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き身体拘束は行わないこととする。やむを得ない場合の身体拘束については、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録する。

(禁止行為)

第16条 利用者は次の行為をしてはならない。

- (1) 従業者への各種ハラスメント行為
- (2) 従業者へのお心遣い

(業務継続計画)

第17条 感染症や非常災害の発生時において利用者に対しサービス提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定する
- (2) 感染症及び災害に係る計画の具体的内容を従業員に周知するとともに、平時及び緊急時の理解の励行を行うための従業者に対する研修及び訓練を実施する。従業者に対する研修を入職時+年1回以上開催し、訓練を年1回以上実施する。
- (3) 業務継続計画において定期的な見直しを行い、必要に応じ変更を行う。

(研修)

第18条 従業者の研修については次のとおりとする。

- (1) 従業者の資質向上を図るため次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後1か月以内 継続研修 年2回以上

(記録と整理)

第19条 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団葵会が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規定の一部を改定し、令和6年6月1日から実施する。